

令和6年度 第1回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年4月22日（月） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか
（主査）増尾 尚之
（産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第1号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第2号】 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件 〈審議結果：決定〉
- 【議案第3号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第4号】 非農地証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第5号】 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件
〈審議結果：農業委員会の意見を県に進達〉

- 【報告第1号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
【報告第2号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
【報告第3号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
【報告第4号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、6番 古塚委員と7番 木下委員を、議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第1号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されております本申請地の、農業の主たる従事者が、死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
中松委員、お願いします。
- 中松委員 議案第1号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
この農地は、耕作地として適正に管理されています。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第1号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

【議案書朗読】

利用権設定とは、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものであり、市街化区域以外の農地で適用されます。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくることです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

農地の場所につきましては、資料のとおりです。

次に、資料「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

— 資料朗読 —

続きまして、本日配布しております、議案第2号当日配布資料「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（附則第5条第1項抜粋）」をご覧ください。

ここに規定されているとおり、耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、が計画の要件になっており、この要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第2号 番号1についてご説明いたします。

この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は農業経験を十分に積んでおり、令和4年5月から2年に渡り、申請地をきちんと耕作しており、今回再度利用権設定を行うことは問題ないと考えます。

続きまして、議案第2号 番号2についてご説明いたします。

この農地は、耕作地として適正に管理されています。

また、申請者は農業経験を積んでおり、農業に必要な機械を持っておられ、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われまます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 （質問、意見なし）

議長 なければ、議案第2号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、決定することとします。

続きまして、議案第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
中松委員、お願いします。

中松委員 議案第3号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、交付することとします。
続きまして、議案第4号「非農地証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明いたします。

【議案書朗読】

本日配布しております、議案第4号当日配布資料「西宮市農業委員会事務取扱要領（第9条抜粋）」をご覧ください。

非農地である旨の証明の願出ができるのは、事務取扱要領第9条の各号いずれかに該当する場合のみとなります。

申請農地につきましては、農業委員3人及び事務局による現地調査により、現況が一体として山林であることを確認しました。したがって第9条「第4号」(ア)に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
亥野委員、お願いします。

亥野委員 議案第4号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請地については、樹木で覆われており、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対してご質問、ご意見はありませんか。

奥村委員 少し良いですか。山林になるまで放置されていたのは、問題があると思います。

- 事務局 山林化されるまで農地が放置されていたことについては、これまで農地パトロールで使用していた地図の精度が高くなく、農地の把握ができていなかったことも一因と考えます。現在は、精度を高めた地図を農地パトロールで使用しており、所有者への働きかけとあわせて、非農地が進まないよう取り組んでいるところです。
- 議長 このような非農地が出るまでに、地元の農業委員がしっかり見ているのか。委員の皆さんには、その点をよく確認するよう、お願いしておく。
- 委員 (質問、意見なし)
- 委員 なければ、議案第4号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。
- 議長 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、交付することとします。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号について説明いたします。
- 【議案書朗読】**
- 本申請地は令和2年度に農地改良届を受理しましたが、工事期間が長引いたため、改めて農地改良の一時転用が出されたものです。
- 本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することとなります。県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合は許可されないため、農業委員会として、基準を満たしているか、確認するものです。
- 「立地基準」につきましては、申請者本人の農地を改良する一時転用であるため、基準を満たすものと考えられます。
- 「一般基準」につきましては、資料のとおり、転用の確実性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断するものです。議案第5号当日配布資料「農地法第4条第6項第6号」には、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき」は許可することができないとされています。先日現地調査を行った際、委員より現地の一部盛土されている土砂は、小石混じりの水はけが悪い土砂であるとの指摘がありました。また、申請代理人からも今後盛土する予定の土砂も土質を考慮しない旨の情報を得たことから、事業の実現性には乏しいため、意見書(案)は、不許可相当としております。
- 以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- 次に、地元委員の説明をお願いします。
- 亥野委員、お願いします。
- 亥野委員 議案第5号についてご説明いたします。
- 申請農地については、配布の地図のとおりです。
- 申請農地の一時転用については、特段周辺農地への影響はないと見込まれますが、事業実施の確実性に乏しいと思われれます。
- 以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第5号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可条件を満たしていないと考えられるため、不許可とすべきとの意見書を県知事に進達することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第5号につきましては、不許可とすべきとの意見を県知事に進達することとします。
これより、報告案件に入ります。
まず、報告第1号「農地法第4条第1項第7の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。
本報告に対し、ご質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。
本報告に対し、ご質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第3号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第3号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。
本報告に対し、ご質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第4号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、ご質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
